

日本映像学会 会報 投稿規定 (2017年10月 理事会決定)

1. 投稿資格

- (1) 投稿の時点で正会員の資格を有していること。
- (2) 投稿者本人が執筆者であること。共著の場合は、投稿者が筆頭執筆者であり、必ず他の共著者全員の承認を得た上で投稿しなければならない。

2. 投稿内容

- (1) 映像に関する研究を推進し、広く映像文化の向上に寄与するもの(「日本映像学会会則」第2章第4条にもとづく)。
- (2) 未発表のもの。二重投稿は認めない。投稿者自身の既発表論文や口頭発表と関連がある場合には、そのことを必ず明記すること。
- (3) 投稿者は、自らが著作権を有しない著作物や図版などを引用するに際しては、著作権法(第32条第1項)が定める引用の条件に則って行なうものとし、必要な場合はその著作権所有者の許諾を得なければならない。

3. 字数

- (1) 字数は自由(1ページは2,400字程度・複数ページも可)
- (2) 図版を添付する場合には、図版の大きさを文字数に換算し、全体の文字数に含める。

4. 体裁

- (1) 完成原稿であること。
- (2) メール本文に、題名、執筆者名、住所、電話番号、Eメールアドレス、所属等を記すこと。なお、総務委員会が原稿を確認し、事務局からEメールで「原稿受付」の通知をする。

5 . 提出方法

- (1) 電子データをメール添付で事務局に送信すること。
- (2) メール本文にOSの種類とソフト名 (Wordもしくはテキスト) を明記すること。

6 . 投稿先

E-mail: jasias@nihon-u.ac.jp

7 . 校正

著者校正は初校のみとし、以後は総務委員会が行なう。

8 . 著作権

会報に発表された研究報告等の著作権は日本映像学会に帰属する。他の著作に転載する場合には、事務的な手続きのため、事前に文書等で学会に連絡し、転載する際に、会報への掲載に関する基本的な書誌情報を明記すること。

9 . 締切

投稿は随時受け付ける。

10 . その他

- (1) 掲載の可否については、総務委員会が決定する(一部改稿を求めることもある)。また、「採否の通知」は事務局からEメールで送信する。
- (2) 投稿原稿掲載部分はPDF 電子版会報の内としてホームページ上で一般公開

以上